

# 災害時等における介護・障害福祉サービス利用者 (要配慮者)への支援策について

市民福祉部福祉課・高齢福祉課

# 1. 概要と目的

- 災害発生時又は発生する恐れがある場合における避難行動要支援者（以下「要配慮者」という。）への支援のポイントとして「民間事業所との連携による受入体制」の構築を目指すため、市からの要請により事業所による美濃加茂市に住所を有する介護及び障害福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）への安否確認及び自宅又は避難所等でサービス提供等を通常の業務に支障が生じない範囲で行うことにより、適切な支援を実施するもの。
- 被害想定から平常時及び災害時における事業者の役割を本ガイドラインを示すことで平常時から災害に対する対策を積極的に推進し、市との連携体制を強化する。

## 2. 事業所に要請する内容

### ①安否確認の実施

事業所に対して依頼書により事業所に安否確認を要請する。事業所は要請に基づき利用者の安否確認を行い、その結果を「安否確認結果報告書」により報告する仕組みを導入。

### ②介護保険及び障害福祉サービスの提供

介護

居宅介護(介護予防)支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活(療養)介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護  
※介護予防サービス及び第1号事業も含む。

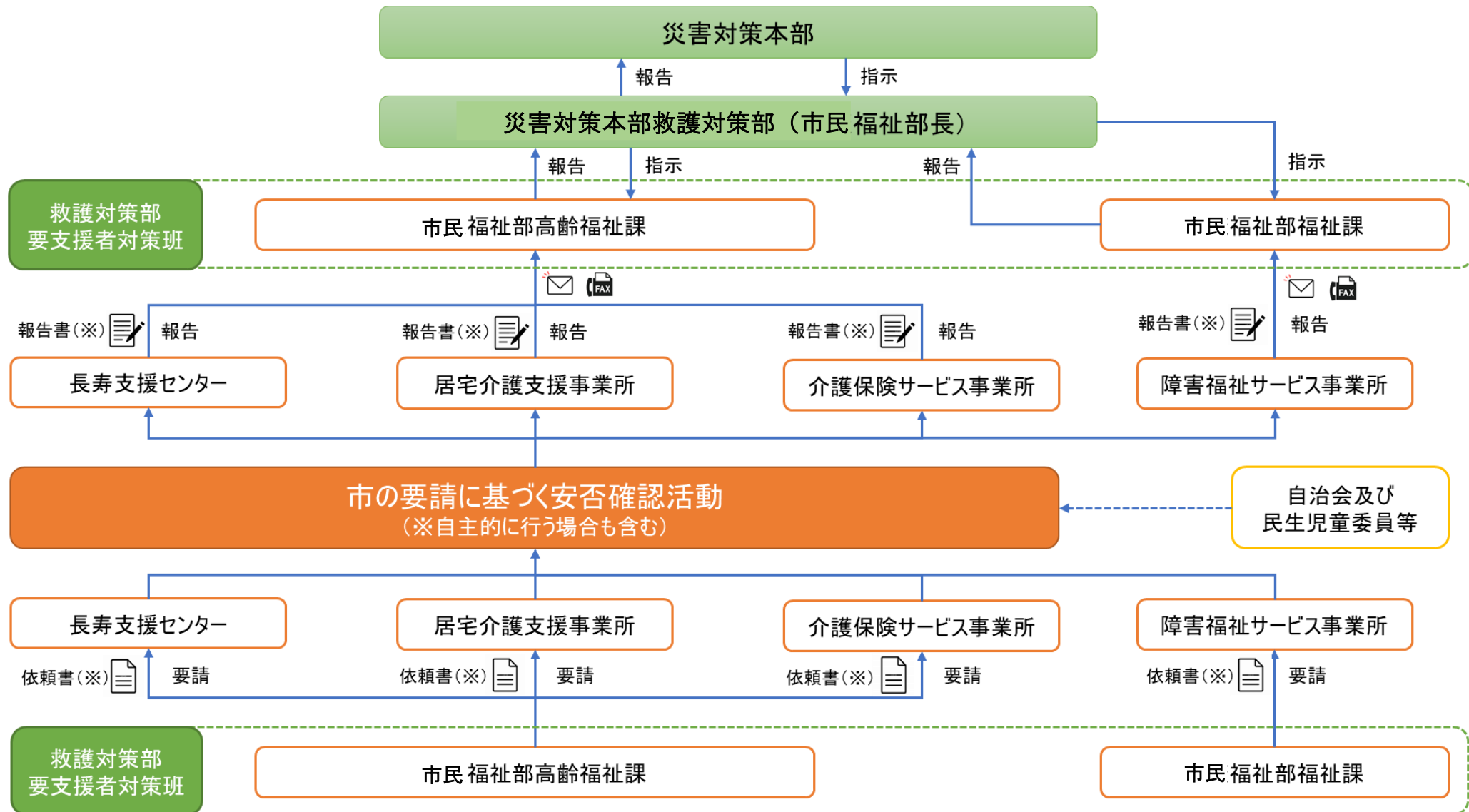
障がい

相談支援、障害児相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、通所系サービス

### ③見守りサービスの提供

サービスは提供しないが、利用者の安全確保の観点から事業所内で「見守り」を実施する。

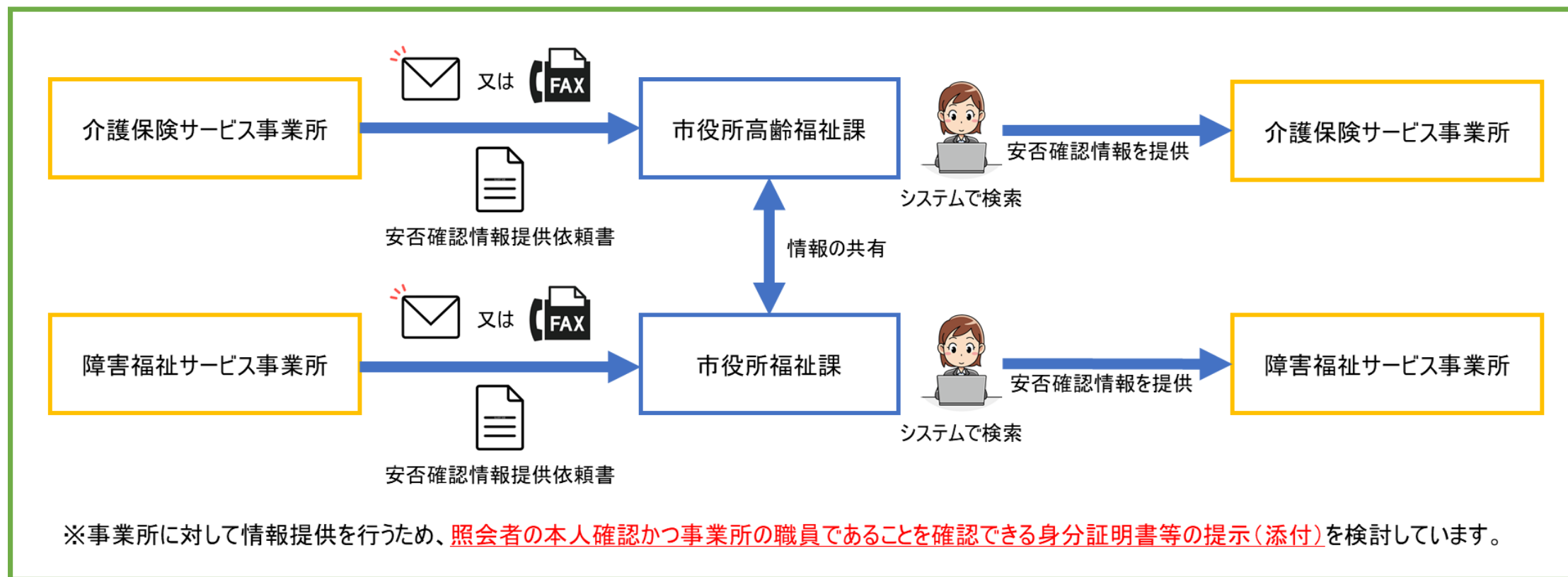
# 安否確認体制の全体像



### 3. 要配慮者情報の情報提供制度の導入

サービスを提供しないことにより生活の維持に支障を来す恐れのある利用者について、事業所では安否確認ができなかった場合は、市へ安否確認情報の照会を行うことを可能とし、安否確認がとれていた場合には、市が把握している内容について回答できるようシステムの構築を進める。

サービス提供のための安否確認情報照会及び提供のイメージ



# 4. 費用の負担

市からの要請に基づく、サービス提供、見守り及び安否確認の実施に当たっての実費弁償に相当する部分は全て**市が負担**する。

事業所において安否確認を実施した場合

従事時間に統一単価を乗じた金額を**市**へ請求する。

介護保険及び障害福祉サービスを提供した場合

ケアプラン(障害のサービスも同様)に位置付けられたサービス提供



介護給付費として**国保連**へ請求

ケアプラン(障害のサービスも同様)に位置付けられていないサービス提供



介護給付費相当分



従事時間に職種別時間給を乗じた金額を加算

事業所内で見守りサービスを提供した場合

従事時間に職種別時間給を乗じた金額を**市**へ請求する。

いずれも**市**へ請求

## 5-1. 職種別時間給の統一単価（介護保険サービス）

職種	時間給
介護職員	1,983
生活相談員・支援相談員	2,162
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	2,296
介護支援専門員	2,265
事務職員	1,990
調理員	1,683
管理栄養士・栄養士	2,042
介護福祉士	2,074
社会福祉士	2,255
上記のいずれにも属さない従事者	1,983

※1 早朝、夜間及び深夜の加算については、早朝あつては午前5時から午前8時まで、夜間にあつては午後6時から午後10時まで、深夜にあつては午後10時から午前5時までに従事した場合にそれぞれの区分に応じた時間給により算定するものとする。

※2 休日（勤務を要しない日）に従事した場合の早朝及び夜間にあつては100分の135を、深夜にあつては100分の160を乗じた金額（1円未満切り捨て）とする。

管理職とは主任、リーダー、サブリーダー等の職場のまとめ役にある職位又は訪問介護事業所のサービス提供責任者をいい、左記職種別時間給に100分の115を乗じて得た数値を時間給とする。

管理職にある者時間給の加算について

参考：訪問介護事業所サービス提供責任者平均給与額320,510円 責任者でないもの283,220円  
 $320,510円 \div 283,220円 \doteq 1.13$   
 介護従事者全体で管理職の者 平均給与額343,840円 管理職でない者308,370円  $343,840円 \div 308,370円 \doteq 1.12$

介護福祉士等の資格を保有している職員の時間給について

当該職員が介護福祉士又は社会福祉士の資格を有している場合は、当該職員の保有している資格の時間給と左記職種別時間給と比較して高い時間給で算定する（2つ有していれば高い方の時間給で算定）。

## 5-2. 職種別時間給の統一単価（障害福祉サービス）

職種	時間給
生活支援員	2,085
就労支援員	2,069
職業指導員	1,819
ホームヘルパー	1,839
児童指導員	1,978
保育士	2,123
訪問支援員	2,140
サービス管理責任者	2,453
理学療法士・作業療法士	2,615
機能訓練担当職員（言語聴覚士を含む）	2,377
心理指導担当職員	2,556
管理栄養士・栄養士	2,284
事務員	2,239
介護福祉士	2,143
社会福祉士	2,295
精神保健福祉士	2,200
認定特定行為業務従事者（※3）	2,241
相談支援専門員	2,405
地域移行・地域定着支援従事者	2,361
就労定着支援員	2,155
地域生活支援員	2,242
上記のいずれにも属さない従事者	1,979

※1 早朝、夜間及び深夜の加算については、早朝あつては午前5時から午前8時まで、夜間にあつては午後6時から午後10時まで、深夜にあつては午後10時から午前5時までに従事した場合にそれぞれの区分に応じた時間給により算定するものとする。

※2 休日（勤務を要しない日）に従事した場合の早朝及び夜間にあつては100分の135を、深夜にあつては100分の160を乗じた金額（1円未満切り捨て）とする。

※3 口腔内及び鼻腔内の喀痰吸引や胃ろう等による経管栄養等に従事する者をいう。

管理職にある者  
時間給の加算について

管理職とは主任、リーダー、サブリーダー等の職場のまとめ役にある職位にある者をいう（サービス提供責任者を除く。）をいい、左記職種別時間給に100分の115を乗じて得た数値を時間給とする。

介護福祉士等の資格を保有している職員の時間給について

当該職員が介護福祉士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有している場合は、当該職員の保有している資格の時間給と上記職種別時間給と比較して高い時間給で算定（複数資格を有している場合は当該資格のうち一番高い時間給で算定）する。

### ▼職種別時間給の統一単価（保健師等）

職種	時間給
保健師	2,027
看護師	2,129
准看護師	1,800



## 5-3. 安否確認の実施に係る時間給(介護・障害共通)

**統一単価: 2,100円(1時間当たり)**

【参考】

※1 介護保険サービスの職種別時間給 1,683円 ~ 2,296円 平均2,073円

※2 障害福祉サービスの職種別時間給 1,819円 ~ 2,615円 平均2,209円

## 6. 事業者との協定について

「協定締結に関する報告書」の提出(令和4年6月30日(木)まで)をお願いします。  
趣旨に賛同していただいた法人(団体)と令和4年7月中旬を目途に協定締結し、支援体制を構築していく。

## 7. 事業所災害対応ガイドライン

- ✓ 被害想定から平常時及び災害時における事業者の役割を記載。
- ✓ 感染症対策については、国から多くの通知及び事務連絡等が発出されており、それらに基づき事業所において概ね体制が構築されているものと判断し、本ガイドラインでは記述しない。